

○一般の中小企業退職金共済事業における退職金の未請求者に対する取組

一般の中小企業退職金共済事業においては、退職金の確実な支給に向けた取組として、以下の取組を実施している。

1. 継続して実施している取組

① 未請求者に対する請求勧奨

- i) 退職後3か月経過しても未請求のままである者のいる対象事業所に対して、事業主から未請求者へ請求手続を行うように要請する通知を行っている。
- ii) 住所等の情報を提供するよう事業所に依頼し、それにより入手した情報に基づき、機構が直接未請求者へ請求手続を行うよう要請している。

【平成20年度実績】

- 〈対象〉 ・平成15年度～18年度に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所
・200万円以上の未請求者がいる対象事業所
・平成13年度に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所
(対象事業所内の当該未請求者以外の未請求者も含む。)

○住所提供を依頼した事業所 25,294事業所(対象者72,582人)

□提供された住所情報に基づき、請求手続きを促した未請求者
19,654人(21年7月末現在)

□請求書の受付を確認した人数 11,856人(21年7月末現在)

※ 住所提供依頼は平成20年度中に行われたが、平成21年度に入ってから住所が提供される場合もあるため、上記の数字は平成21年7月末現在のものである。

【平成21年度実績(4～7月末)】

- 〈対象〉 ・平成19年度に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所
・平成12年度以前に脱退したものの、未請求のままである者がいる対象事業所
(対象事業所内の当該未請求者以外の未請求者も含む。)

○住所提供を依頼した事業所 15,214事業所(対象者31,391人)

□提供された住所情報に基づき、請求手続きを促した未請求者
6,008人(21年7月末現在)

□請求書の受付を確認した人数 2,762人(21年7月末現在)

② フリーコールの設置

平成19年10月よりフリーコールを設置し、退職者等からの照会に対応している。

【平成20年度実績】

・電話等照会件数 1,458件
・回答必要件数 950件
うち請求権があったもの 94件

【平成21年度実績(4~7月末)】

・電話等照会件数 288件
・回答必要件数 255件
うち請求権があったもの 30件

③ 注意喚起文の掲載

平成20年度から未請求についての注意喚起文をホームページ及び送付書類等に掲載し周知を図っている。

④ 加入通知の送付(周知の徹底)

平成20年4月から、新規及び追加加入の被共済者に対して、加入通知を配付するよう、事業所に依頼している。

【平成20年度実績】

・新規加入被共済者 143,319人

【平成21年度実績(4~7月末)】

・新規・追加加入被共済者 179,897人

⑤ 調査(平成20年10月実施)

平成20年度の「退職金実態調査」において、未請求の原因についての調査を加入事業所1万所に対し実施した。その結果、約5,900所から回答があり、平成21年2月に回答を集計した。

2. 平成21年度実施の新たな取組

第2期中期計画に基づき、以下のとおり更なる取組を行っている。

① 「加入状況のお知らせ」の送付

年に1度、事業所あてに送付している「掛金納付状況票及び退職金試算票」を平成21年度から被共済者単位に切り離せる様式に変更し、制度加入周知を目的とした「加入状況のお知らせ」を被共済者へ配付するよう事業所に依頼することとした。

② ホームページへの加入事業所名の掲載

都道府県名、事業所名により、加入事業所を検索できるシステムを構築し、事前に行った事業所への掲載可否の回答により、法人事業所の掲載を7月21日より開始した。また、個人事業所の掲載にあたり屋号掲載の希望に応えるべく、掲載用データの整備を行い9月28日より掲載を開始した。

3. 今後の取組

○退職者の住所情報把握

退職時の被共済者の住所の把握について、業務・システム最適化計画の進捗状況等を踏まえつつ、平成23年度末までの実施を検討する。